

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会 設置要綱

1. 目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）は、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」とし、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）は「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。

両法において、コンプレッサー^{※1}のうち原動機の定格出力が一定以上のものについては、特定施設^{※2}として規制対象となっている。

同機器については、低騒音化・低振動化の取組が進められる一方で、地方公共団体が受けている騒音規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 3～4 割、振動規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 1～2 割を占めている。

これらの状況を踏まえ、本検討会において、同機器の最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や、生活環境における影響実態等を整理しつつ、同機器の規制対象範囲の見直しの必要性について検討することを目的とする。

※1 圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器。日本語では圧縮機。

※2 騒音規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）として、空気圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

振動規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）として、圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

2. 検討内容

- (1) 騒音規制法に基づく空気圧縮機に係る規制対象の見直し検討について
- (2) 振動規制法に基づく圧縮機に係る規制対象の見直し検討について

3. 運営

- (1) 本検討会は、別紙に掲げる学識経験者等で構成する。

- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事の運営及び整理をする。
- (3) 座長に事故等があるときには座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会は、環境省の請負業者が設置する。
- (5) その他、検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

4. 開催期間・回数

令和3年7月28日～令和4年3月25日の期間中、3回程度開催する。

(別紙)

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会
委員名簿

	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	井上 保雄	(株) アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 技監
	坂本 慎一	東京大学生産技術研究所 教授
	森下 達哉	東海大学工学部動力機械工学科 教授
	○矢野 隆	熊本大学 名誉教授
	横島 潤紀	神奈川県環境科学センター 副技監
自 治 体	千室 麻由子	川崎市環境局環境対策部環境保全課長
	久田 浩一	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長

(五十音順)

○：座長

騒音規制法等条文抜粋

騒音規制法	騒音規制法施行令	騒音規制法施行規則
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第一条 騒音規制法（以下「法」という。） 第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p>	
<p>(規制基準の遵守義務)</p> <p>第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p>		

<p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>三 特定施設の種類ごとの数</p> <p>四 騒音の防止の方法</p> <p>五 その他環境省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。</p>		<p>(届出書の提出部数)</p> <p>第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第四条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工場又は事業場の事業内容</p> <p>二 常時使用する従業員数</p> <p>三 特定施設の型式及び公称能力</p> <p>四 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻</p> <p>3 法第六条第二項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、特定工場等及びその附近の見取図とする。</p>
<p>(特定施設の数等の変更の届出)</p> <p>第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当</p>		<p>(特定施設の数等の変更の届出)</p> <p>第六条 法第八条第一項の規定による届出は、法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更の</p>

<p>該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。</p> <p>2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p>		<p>届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る特定施設の種類ごとに第四条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3 法第八条第一項ただし書に規定する環境省令で定める範囲は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類の種類に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。</p> <p>4 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、第四条第三項に規定するものとする。</p>
<p>(計画変更勧告)</p> <p>第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に</p>		

<p>限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p>		
<p>(氏名の変更等の届出) 第十條 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六條第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		<p>(氏名の変更等の届出) 第八條 法第十條の規定による届出は、法第六條第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては、様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継) 第十一條 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 2 第六條第一項又は第七條第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により</p>		<p>(承継の届出) 第九條 法第十一條第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。</p>

<p>設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		
<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更</p>		

を命ずることができる。		
<p>(報告及び検査)</p> <p>第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第三条 市町村長は、第二十条第一項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他騒音を発生する施設及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十一条第一項に規定する特定施設を設置する者に対しては、法第十二条第一項、同条第二項（法第九条に係る部分を除く。）又は法第二十一条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p>	
<p>第6章 罰則</p> <p>第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第三十一条 第七条第一項、第八条第一項</p>		

<p>若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>		
<p>第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。</p>		

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

公布日：昭和 43 年 11 月 27 日

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号

[改正]

昭和 61 年 3 月 11 日 環境庁告示第 11 号
 平成 3 年 2 月 25 日 環境庁告示第 5 号
 平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示第 91 号
 平成 10 年 7 月 13 日 環境庁告示第 41 号
 平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示第 15 号
 平成 13 年 3 月 5 日 環境省告示第 9 号
 平成 18 年 9 月 29 日 環境省告示第 132 号
 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 55 号
 平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 67 号.

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を次のように定め、昭和四十三年十二月一日から適用する。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(基準)

第一条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。） 第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

時間の区分/ 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	四十五デシベル以上 五十デシベル以下	四十デシベル以上 四十五デシベル以下	四十デシベル以上 四十五デシベル以下
第二種区域	五十デシベル以上 六十デシベル以下	四十五デシベル以上 五十デシベル以下	四十デシベル以上 五十デシベル以下
第三種区域	六十デシベル以上 六十五デシベル以下	五十五デシベル以上 六十五デシベル以下	五十デシベル以上 五十五デシベル以下
第四種区域	六十五デシベル以上 七十デシベル以下	六十デシベル以上 七十デシベル以下	五十五デシベル以上 六十五デシベル以下

備考.

1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。

2 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パー

セントレンジの上端の数値とする。

(四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

2 前項に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

一 第一種区域、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

三 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

四 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(範囲)

第二条 町村が、法第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、前条第一項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限值以上とする。

前文〔抄〕〔昭和六十一年三月一日環境庁告示第一一号〕
昭和六十一年四月一日から施行する。

前文〔抄〕〔平成五年一〇月二八日環境庁告示第九一号〕
平成五年十一月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成一二年三月二八日環境庁告示第一五号〕
平成十二年四月一日から適用する

前文〔抄〕〔平成一八年九月二九日環境省告示第一三二号〕
平成十八年十月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成二四年三月三十日環境省告示第五五号〕
平成二四年四月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成二七年四月二十日環境省告示第六七号〕
平成二七年四月二十日から施行する。

騒音ラベリング制度とは

[環境庁HP>大気環境・自動車対策>騒音対策について>騒音ラベリング制度について

(<http://www.env.go.jp/air/noise/labeling.html>) 騒音ラベリング制度導入マニュアルより抜粋]

騒音ラベリング制度導入の目的

騒音ラベリング制度とは、機器から発生する騒音の情報をラベルなどの形で開示することを通して、騒音の問題を生じさせない製品やサービスの選択を誘導する仕組み・制度であり、業界団体が主体となってその基盤づくりと整備をはかる自主的な取組がなされることを想定している。

騒音ラベリング制度導入の意義

騒音問題は、騒音発生量の大きな機器の稼働で生じることに加え、誤った設置や使用方法、日常の管理の不備、故障等、様々な要因でも発生する。この様な場合の多くで、未然防止に必要な情報や問題発生時の対応策等について、製造事業者からユーザーまでの関係者間で情報伝達が十分になされておらず、当該機器が騒音を発生することが認識されていなかった、或いは騒音問題を未然に防止するような機器の選択方法を知らなかった等、基本的な情報の不足が問題を引き起こしたり深刻化したりしている。

騒音問題がひとたび発生すると、工場・事業場の近隣の住民に大きな苦痛を強いることになり、工場・事業場にとっては解決に向けて多くの費用的、時間的、人的負担を支払うこととなるばかりか、場合によっては行政から操業停止の命令を受けることもある。さらに、住民と事業者間の軋轢により、双方が精神的な苦痛を負う結果となることも少なくない。また、製造事業者や販売・設置事業者にとっても、住民或いはユーザーから具体的な対策の検討を要請されたり、問題の発生により悪評が立ち、売り上げが落ちる等のデメリットを受ける可能性は少なくない。

このような事態を防ぐため、騒音ラベリング制度の導入は、騒音に関する情報を関係者間で適切に共有し、情報の偏りを解消することにつながり、騒音問題の根本的な解決に非常に有効であると考えられる。

また、騒音ラベリング制度を活用し、騒音問題発生 of 未然防止に努め、関係者と協力しあうことは、このような状況を回避するとともに、社会的信頼を獲得し、事業者としての企業価値や商品の付加価値を高めるためにも重要である。

対象とする騒音発生機器

様々な騒音が社会的に問題になることがあるが、本制度では、騒音発生源としての機器に着目し、当該機器が騒音規制法で定める特定施設であるか否かを問わず、騒音問題を起こす可能性のある全ての機器が発する騒音を対象として想定している。

更に、特定施設からの除外検討施設（スクリー式圧縮機）については、現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではないが、低騒音化に向けた取組がなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

1. 測定対象機器

測定対象機器は回転形圧縮機とする。

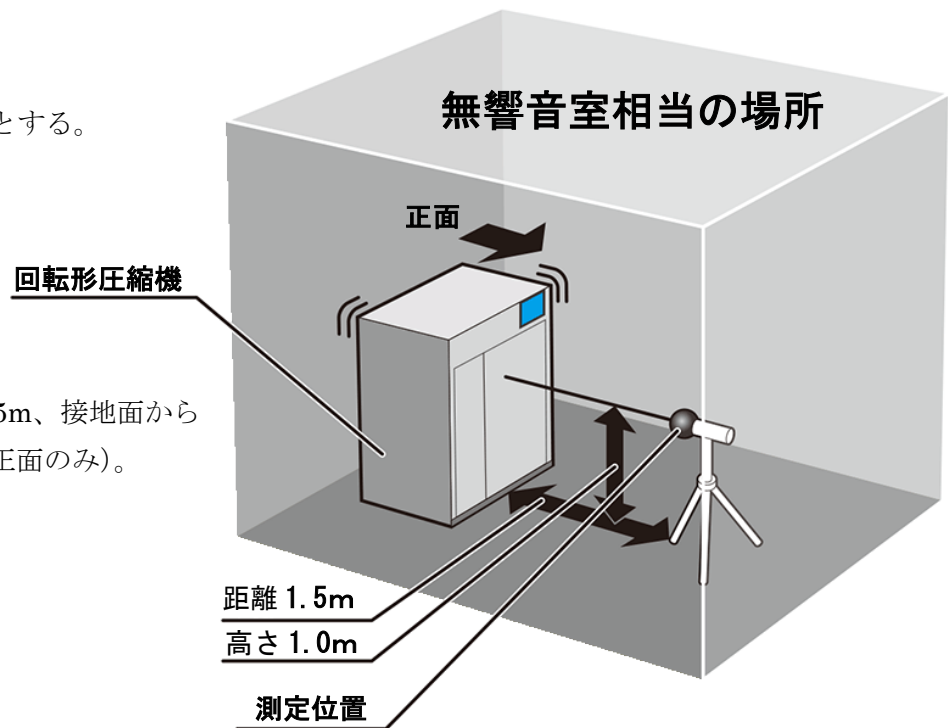
2. 測定条件

2.1 測定場所

無響音室相当での測定とする。

2.2 測定位置

圧縮機本体から距離 1.5m、接地面から高さ 1m で測定する（正面のみ）。



2.3 騒音レベル

5dB 単位でクラス分けをする。

40dB[A]クラス	40～44dB
45dB[A]クラス	45～49dB
50dB[A]クラス	50～54dB
55dB[A]クラス	55～59dB
60dB[A]クラス	60～64dB
65dB[A]クラス	65～69dB
70dB[A]クラス	70～74dB
75dB[A]クラス	75～79dB
80dB[A]クラス	80～84dB
85dB[A]クラス	85～89dB
90dB[A]クラス	90～94dB

3. 測定時の運転条件

測定時の出力条件は、定格出力連続運転時を基本とする。

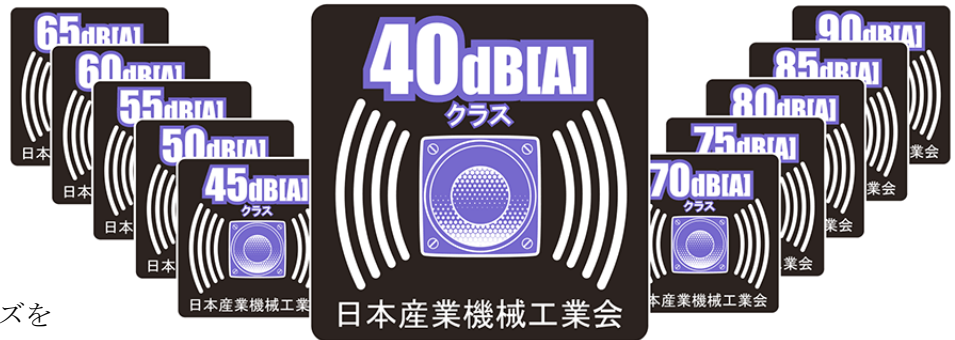
4. 使用計測器

JIS C 1509-1（電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）－第1部：仕様）に準ずる。

5. 騒音ラベルデザイン

上部にデシベル表示、スピーカの図案化により、音量レベル表示である事を視覚的に伝達する。

また、貼付領域が限られる製品を考慮し、ラベルサイズを4cm×4cm程度の大きさとする。



6. 適用

一般社団法人日本産業機械工業会 汎用圧縮機委員会に加入している会社の販売する回転形圧縮機で、上記の条件を満たした機器に貼付することができる。

メンテナンスのすすめ

空気圧縮機 “安全と省エネ” のために



一般社団法人
日本産業機械工業会
汎用圧縮機委員会

(委員会参画企業)

(株)IHI回転機械エンジニアリング アトラスコプロ(株) アネスト岩田(株) / アネスト岩田コンプレッサ(株)

(株)加地テック (株)神戸製鋼所 / コベルコ・コンプレッサ(株) (株)田邊空気機械製作所

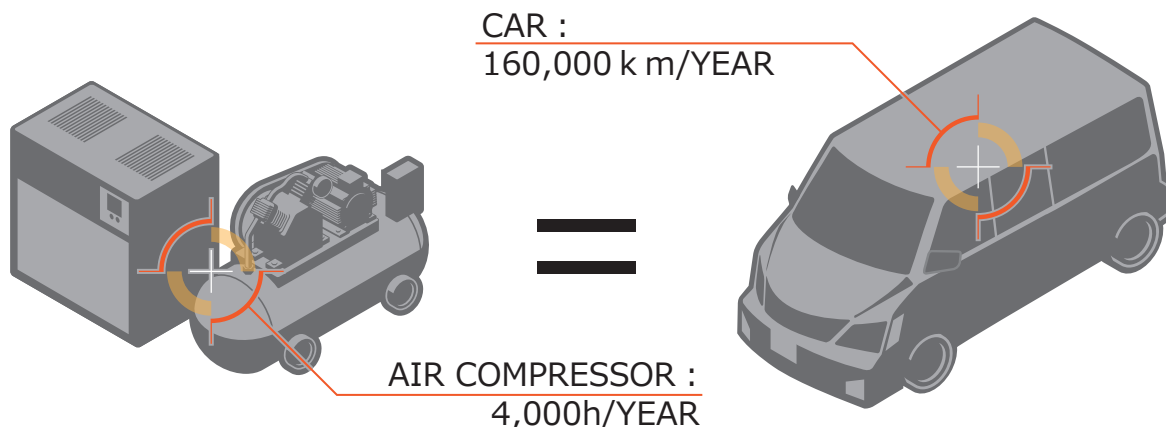
東亜潜水機(株) 東芝産業機器システム(株) (株)日立産機システム (株)富士コンプレッサー製作所

北越工業(株) 三國重工業(株) 三井精機工業(株) (株)明治機械製作所

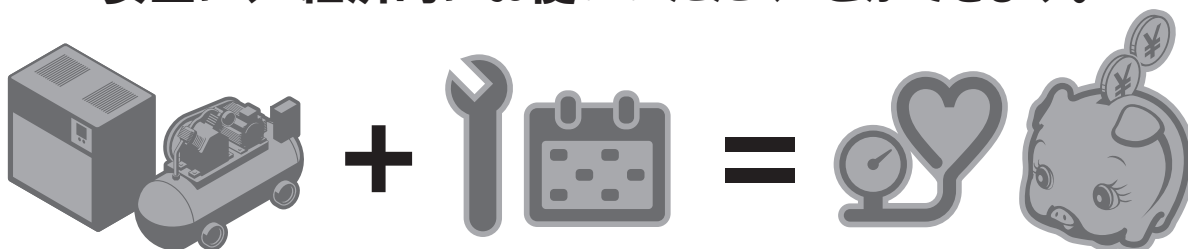
(会社名五十音順)

空気圧縮機は毎日、長時間稼働します。

空気圧縮機の一般的な稼働時間は年間で 4,000 時間以上になります。
 これは車にたとえると年間で 16 万キロ走行する程度の負荷になります。
 また、稼働する時間が長い分、電気代も高くなります。
 一般的に、工場が年間に消費する電力の 2 割から 3 割を空気圧縮機の消費電力が占めている
 と言われています。



定期的に空気圧縮機のメンテナンスを行うことで、
安全に、経済的にお使いいただくことができます。



空気圧縮機の代表的な点検項目

点検は取扱説明書に記載してある手順に従って
 実施してください。

全 般

- エアフィルタ（吸込みフィルタ）の清掃、定期整備
- オイルフィルタの定期点検
- オイルセパレータエレメントの定期整備
- 潤滑油の補給・点検・交換
- 配管の定期点検・清掃
- 騒音・振動の確認
- ボルト・ナットの緩みの確認
- 摺動部の磨耗の確認
- クーラ・ファンの清掃
- 各部品の清掃（粉塵の除去）

モータおよび電気部品

- 駆動ベルトの張力確認・調整・交換
- 配線の緩み確認
- モータの点検（グリースの補給、絶縁抵抗など）
- アース（接地）の確認
- 操作スイッチの作動確認
- 安全装置の作動確認（温度スイッチ、圧カスイッチなど）
- マグネットスイッチの接点の確認

空気タンク

- ドレン（水分・油分）の排出
- 外観点検
- 内部（サビ・汚れ）の点検・清掃
- 圧力計の定期点検
- 安全弁の定期点検

⚠ こんな時は要注意。メーカーにメンテナンスを依頼しましょう。

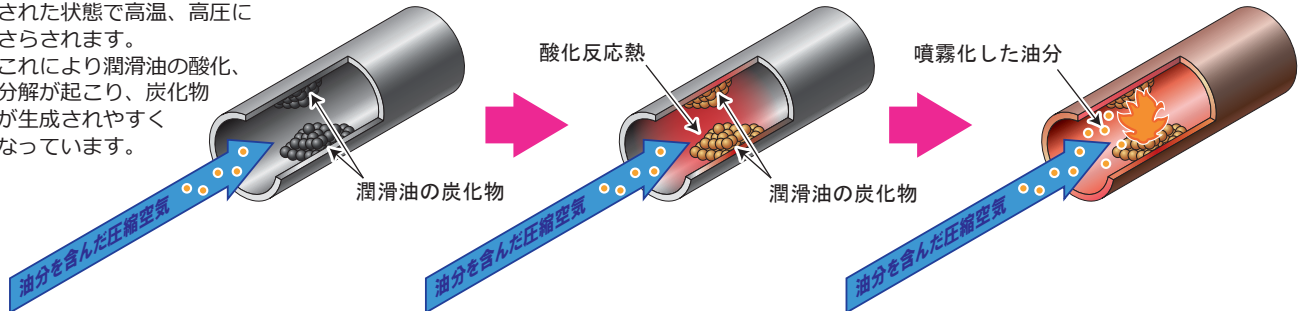
- 妙な音、振動が発生している
- 本体が普段より熱いと感じられる
- 焦げ臭いにおいがする
- 油の消費量が多い
- 能力が落ちた
- 電流値がいつもより高い など

メンテナンスを怠ると、 大きな事故につながる恐れがあります。

潤滑油のトラブル

炭化物堆積のメカニズム

圧縮室内部では、潤滑油がミスト化された状態で高温、高圧にさらされます。これにより潤滑油の酸化、分解が起こり、炭化物が生成されやすくなっています。



その炭化物はオイルセパレータエレメントや配管内部に堆積します。

堆積した炭化物に圧縮空気中の油分が浸み込み、化学反応を起こします。その反応熱が炭化物内に蓄積されていきます。

圧縮空気内の噴霧化した油分が蓄積された熱で、**発火**を起こすこともあります。



最悪の場合は**爆発**を起こすことも…。

フィルタのトラブル

フィルタが目詰まりしています。写真の状態では4%程度空気量が減少します。



空気タンクのトラブル

タンクのメンテナンスを怠ると、サビによる減肉、ピンホールなどによりエア漏れ、破損、破裂等の重大事故の危険があります。



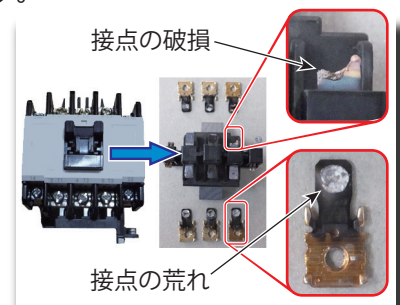
動力系のトラブル

ベルトが切れかけています。交換が必要な状態です。



電気系のトラブル

接点の荒れおよび破損が発生し、溶着、発火の可能性がります。



空気圧縮機は、法律によって 適切な管理が義務付けられています。

- ボイラー及び圧力容器安全規則（第二種圧力容器）
対象となる圧力容器
最高使用圧力 0.2MPa 以上で内容量 40L 以上の容器。
最高使用圧力 0.2MPa 以上で胴内径 200mm 以上、かつ胴長 1000mm 以上の容器。
具体的には、圧力容器を改造せず、年 1 回以上の定期検査を行い、
もし事故を起こした場合は所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。
- 騒音規制法・振動規制法
法律では 7.5kW 以上の空気圧縮機が対象となっていますが、都道府県により
規制の内容が異なりますのでご注意ください。具体的には、工場または事業場の
敷地境界線上での騒音・振動をその地域の規制値以下に抑制する必要があります。
- フロン排出抑制法
冷凍式ドライヤ及び冷凍式ドライヤ搭載機はこの法律で第一種特定製品として指定
されています。
使用時は 3 か月に 1 度の簡易点検等が必要です。廃棄時は各自治体から認可を受けた
業者にフロン類の回収を依頼する必要があります。
- 高圧ガス保安法
すべての高圧ガス製造者には、「施設を技術上の基準に適合するように維持する」
ように義務づけられています〔第一種製造者：高圧ガス保安法十一条、
第二種製造者：高圧ガス保安法十二条〕。

詳細は空気圧縮機メーカーにご確認ください。

空気圧縮機の安全、省エネ向上のために 定期点検をお願いいたします。

- 空気圧縮機をご使用の際は取扱説明書をよく読み、適切な条件でご使用ください。
改造等は絶対にしないでください。
- 各種点検は取扱説明書の内容に沿って行うようにしてください。
- メンテナンスはご購入先あるいは空気圧縮機メーカー指定のサービス工場にご依頼
ください。
- 部品を交換する際は、安全のため必ずメーカー純正品をご使用ください。

（本資料についてのお問い合わせ先）一般社団法人日本産業機械工業会 産業機械第 1 部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4 階
TEL 03-3434-3730 FAX 03-3434-4767



関連法規

圧縮機の設置に際しては、法規を遵守する必要があります。

厚生労働省

「労働安全衛生法：
ボイラおよび圧力容器安全規則」

環境省

「騒音規制法」
「振動規制法」
「水質汚濁防止法」
「フロン排出抑制法」

経済産業省

「高圧ガス保安法」
「フロン排出抑制法」

消防庁

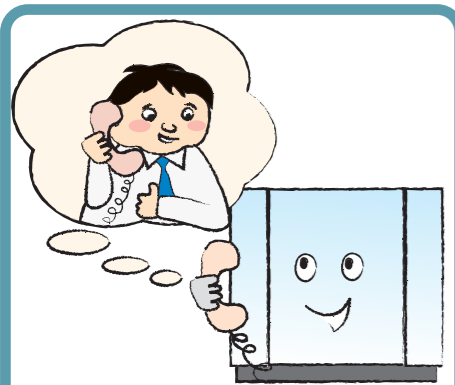
「消防法」

※規制値等が地域によって異なることがあります。法令については監督官庁にお問い合わせください。

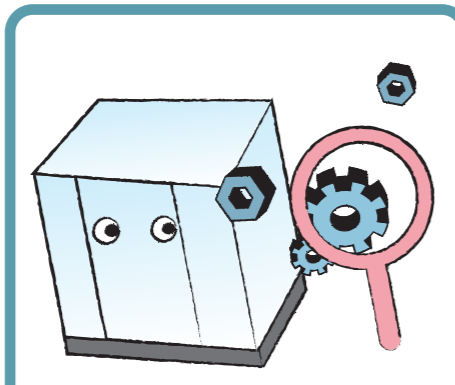


メンテナンスについて

メンテナンスを配慮したレイアウト・設置をご計画ください。



メンテナンスを行うときは、メーカーに直接
あるいはメーカーの指定するメンテナンス
業者にご依頼ください。



メーカーの純正部品をご使用ください。



(一社) 日本産業機械工業会汎用圧縮機委員会
作成の「空気圧縮機“安全と省エネ”のために
メンテナンスのすすめ」をご一読ください。

一般社団法人 日本産業機械工業会 汎用圧縮機委員会 (順不同)

- アトラスコプロ(株)
- 東芝産業機器システム(株)
- アネスト岩田(株) / アネスト岩田コンプレッサ(株)
- (株)日立産機システム
- (株)IHI
- (株)富士コンプレッサー製作所
- (株)加地テック
- 北越工業(株)
- (株)神戸製鋼所 / コベルコ・コンプレッサ(株)
- 三國重工業(株)
- (株)田邊空気機械製作所
- 三井精機工業(株)
- 東亜潜水機(株)
- (株)明治機械製作所

発行者

一般社団法人 日本産業機械工業会 汎用圧縮機委員会

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番8号(機械振興会館4階)TEL:03-3434-6821(代) FAX:03-3434-4767

「空気圧縮機」を 安全に設置するために

エアコンプレッサ(往復動式・回転式)

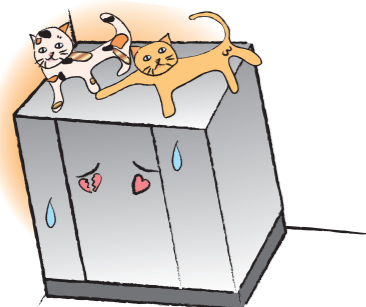
安全な設置で、 元気なコンプレッサとおつきあい



設置場所について

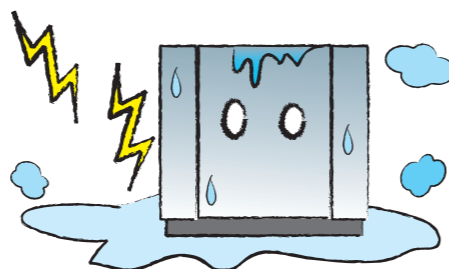
次のようなところに設置するときは事前にメーカーにご相談ください。故障や事故の原因になる可能性があります。

吸入口や排気口をふさぐところ



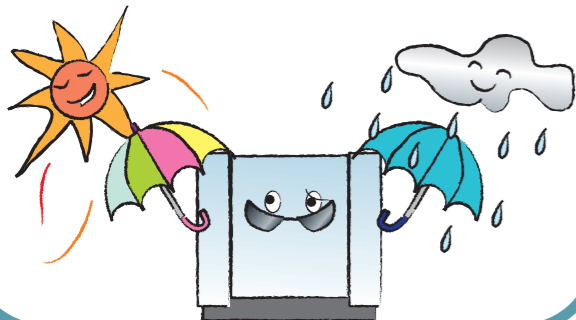
排熱が蓄積されると温度が上昇し、性能低下や寿命低下、故障の原因となります。

湿気の多いところ



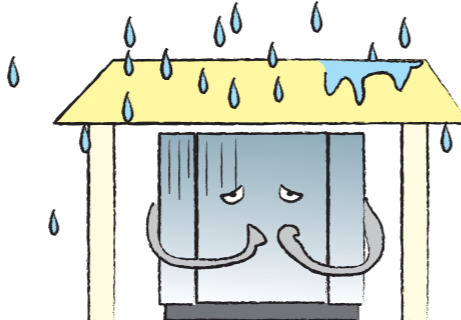
湿気の多い場所では、漏電や火災事故を起こす危険があります。

屋上、階上に設置する場合



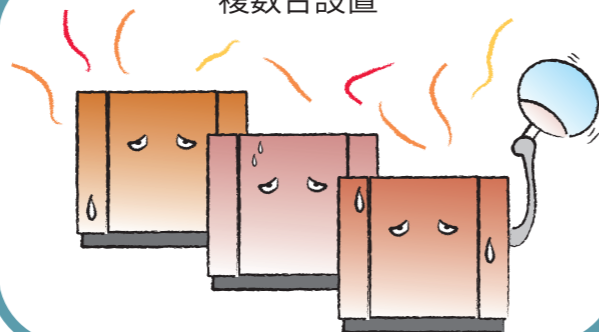
屋上や階上にコンプレッサを設置する場合は十分な床強度と厚みの確保、建屋との共振の回避に配慮ください。階下の部屋での振動・騒音トラブルの原因となります。特にマンション等の床強度が弱い建物の場合注意が必要です。

半屋外への設置



屋内仕様のコンプレッサを半屋外や屋外に設置した場合、雨水の浸入による早期発錆、電気部品のトラブル、コンプレッサ本体の劣化・損傷など、製品寿命が著しく低下します。屋外設置用のコンプレッサを選定ください。

複数台設置



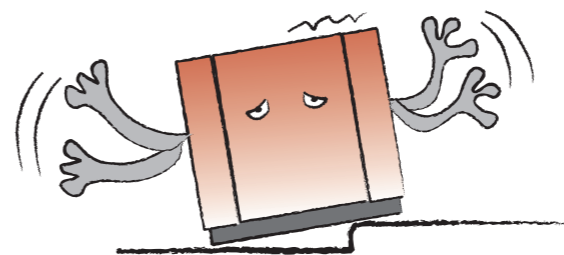
コンプレッサを複数台設置する場合やドライヤ等の高温の排気風がある機器と並列設置をおこなう場合、これらの高温の排気風をコンプレッサが吸引することがないように注意してください。コンプレッサの早期故障の原因となります。

事務所、作業所に隣接した場所への設置



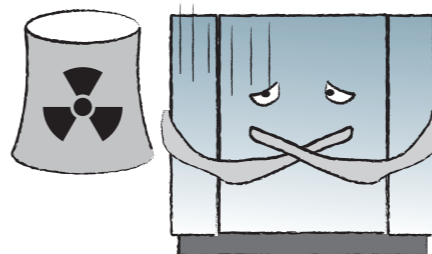
事務所や、静かな作業所に隣接した場所にコンプレッサを設置する場合、必要に応じて遮音・防振工事を実施ください。振動・騒音が伝わり作業環境を悪化させる可能性があります。

簡易基礎（床）への設置



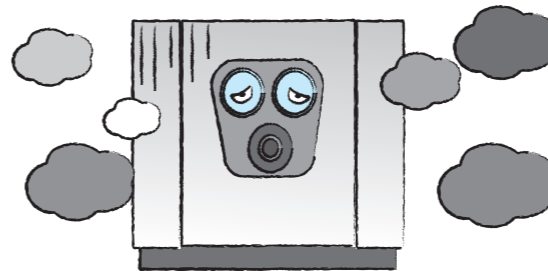
チャンネル架台上やブロック上にコンプレッサを浮かせて設置すると、設置方法によってはフレームにたわみが発生して機械が損傷する可能性があります。また傾斜した床では潤滑が不十分になったり、ドレンが逆流してコンプレッサが破損することがあります。コンプレッサの重量が均等に床にかかる水平面に設置してください。また、下部に隙間があると音が抜けて騒音が高くなる場合がありますので、隙間をモルタルなどで塞いでください。

原子力関連施設での使用

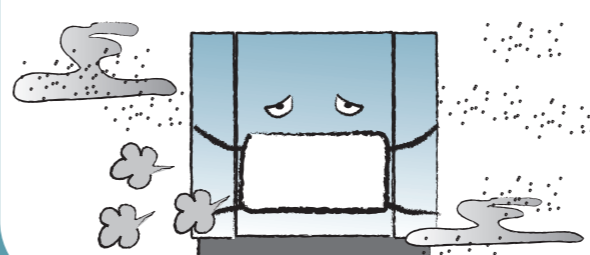


放射線、放射能を取り扱う場所（原子力施設、放射線施設、医療施設等）の管理区域または、将来管理区域になる可能性がある場所への設置は事前にメーカーにご相談ください。

腐食性ガス雰囲気での使用

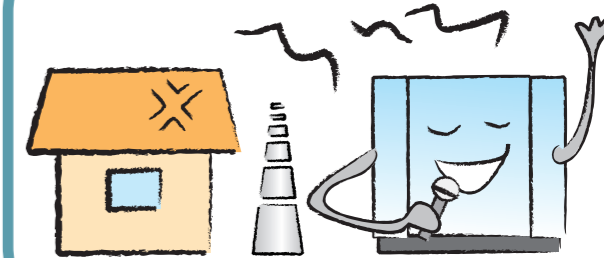


多塵雰囲気での使用



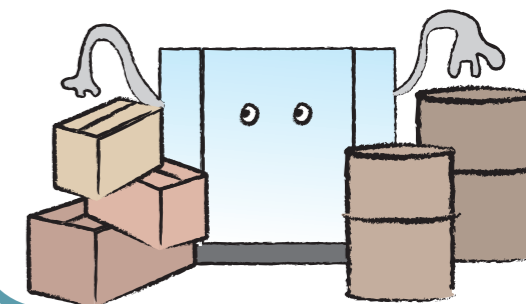
鉄粉・砂などの粉塵の多い場所、腐食性ガス、爆発性・引火性ガスが含まれる場所での使用は避けてください。圧縮機本体の損傷、電気品の絶縁不良、潤滑油の劣化、部品の腐食などの原因となりますのでご注意ください。

騒音規制に対する防音



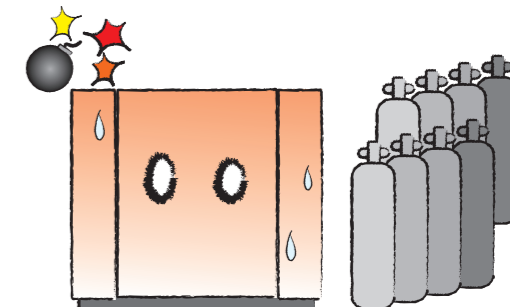
敷地境界線の近くにコンプレッサを設置する場合、近隣の施設・民家への騒音伝達がないように建屋の開口部や排気ギャラリの方向などにご注意ください。特定工場の騒音基準は、都道府県知事が定めるものであり、地方条例により騒音値、出力の範囲が多少異なりますのでご注意ください。

メンテナンススペースの確保

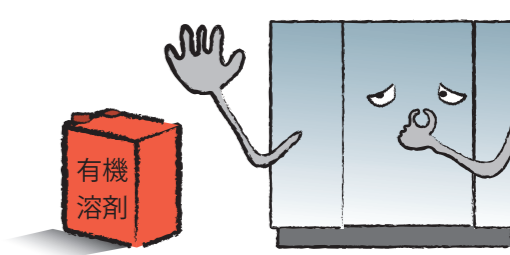


コンプレッサを長年安全にご使用いただくためにはメンテナンスが不可欠です。設置する際はメーカーが推奨するメンテナンススペースを必ず確保してください。また、将来増設の可能性がある場合は、増設機のメンテナンススペースもあらかじめ確保してください。

爆発性・引火性ガス雰囲気での使用



有機溶剤を使用するところ



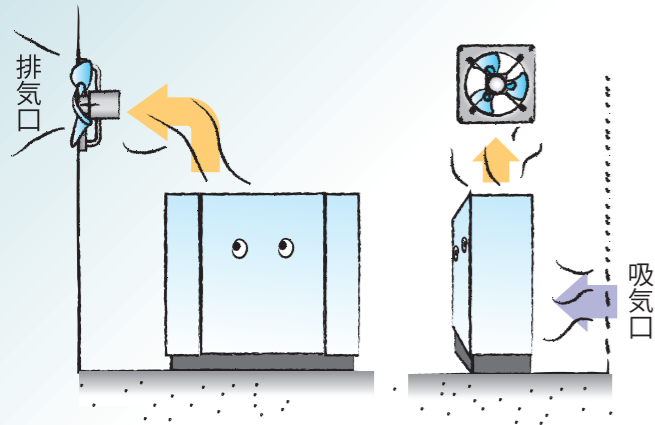


換気について

密閉された室内でご使用されると室温が上昇し、コンプレッサの故障の原因となります。必ず吸気口と排気口を設けてください。吸気は建屋下部から、排気は吸気と反対側の壁の上部とすることにより、冷却効率が高まります。集合排気は特定機種に負荷がかかる可能性がありますので、排気ダクトは圧縮機ごとに取り付けてください。

また必要換気風量についてはメーカーが推奨する値以上にしてください。

空気以外のガスが室内に充満する可能性がある場合は、十分かつ有効な吸・排気口を設置ください。



コンプレッサは換気が必要です

目安として次の計算式をご参照ください。

空冷式 換気量 (m³/h r) = 700 × 圧縮機出力 (kW)

水冷式 換気量 (m³/h r) = 110 × 圧縮機出力 (kW)

※上式は全体換気量で、温度上昇 5°C の場合です。
※換気扇の容量は、建屋の静圧 (50Pa など) を考慮して選定してください。
※換気方式および換気量については、各メーカーにお問い合わせください。
※コンプレッサの周囲温度はメーカーの取扱説明書をご覧ください。

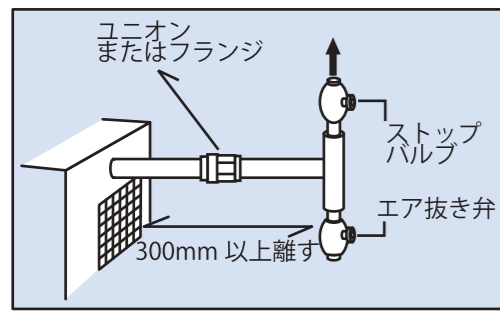


配管について

圧縮機の型式によって、逆止弁の有無などが異なります。

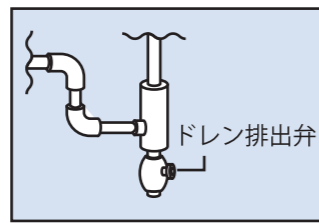
従って、ご購入の圧縮機にあった配管方法をご採用ください。

特に、異なる型式の圧縮機の設置、複数台の設置、概設配管に接続する場合にはご注意ください。

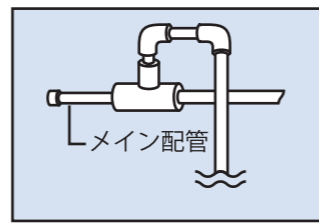


ストップバルブ・ユニオン・エア抜き弁

次の項目にもご注意ください



配管途中のドレン抜き



ドレン混入防止

配管中に逆止弁を付ける際

コンプレッサ出口に逆止弁を取り付ける際は位置にご注意ください。機器の破損や異常な高圧力になったり、負荷/無負荷が頻繁に起こり正常な容量制御ができなくなる可能性があります。

ドレン配管について

ドレン配管を集合させると、圧力差による逆流が発生します。ドレン配管は必ず単独とし、ドレンの排出が確認できるように施工してください。どうしてもドレン配管を集合させる場合は集合する部分の圧力がドレン排出時でも大気圧となるように施行してください。

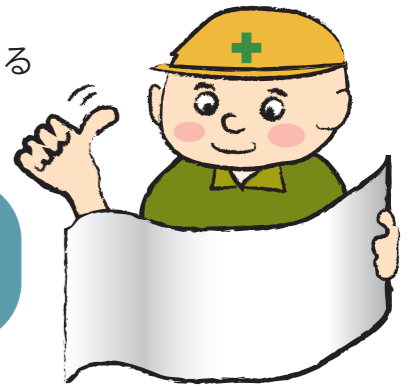
空気タンクとの共鳴

コンプレッサと空気タンクの接続にフレキシブルチューブを使用した場合、共鳴音を発する場合があります。その場合は配管長さ、太さ、配管材等を変えてください。



電気設備、電源・電気機器および配線について

電気関係の計画・施工は電気主任技術者、電気工事士または電気に関する専門知識を有する人が施工してください。



- 漏電遮断器を設け、アース線を接続してください。
- 圧縮機内の配線を変更しないでください。

圧縮機の型式、起動方式、電気品仕様（モータ、インバータなど）によって電気設備、電源・電気機器および配線仕様が異なることがあります。事前にメーカーにご相談ください。

インバータ駆動機を設置される場合は、電力会社などの規制がある場合があります。必ず工場の電気担当の方にご相談ください。



進相コンデンサの設置について

インバータ駆動機は必ずメーカーにご相談ください。

電気ノイズに関する注意

インバータ制御のコンプレッサからは高調波等の電氣的ノイズが発生することがあります。電源配線と信号線を分離する、単独でのアース配線をする等の処置をとってください。

電源事情（容量、周波数、電圧変動等）

コンプレッサ用の電源には十分な容量を確保し適正な容量のブレーカーを必ず設置ください。電源容量が不足している場合、ブレーカーの作動、起動不良、モータ焼損、他の機械への予期せぬ影響を与えることがあります。また、電源の一時的電圧降下は必ず -10% 以内とし、自家発電など電圧変動が激しい場合や、相間アンバランスが大きい場合には電源側に AC リアクトルを設置してください。



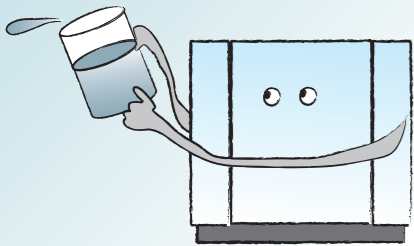
冷却水について (水冷の場合)

水質基準、冷却水配管施工要領はメーカーによって決められています。メーカーにお問い合わせください。

水冷式圧縮機の注意点

冷却水には一般的な工業用水を使用することができます。冷却水に地下水、河川水を使用する場合は、あらかじめその水質を十分確認し、過度の汚れや腐食性のある水は使用しないでください。水質は冷却水系統の部品寿命に影響します。

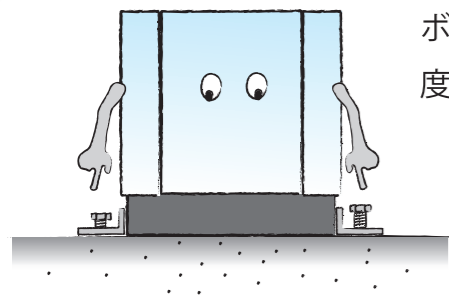
また、チラー水など周囲温度より低い冷却水を使用する場合は結露の可能性がありますので、お買い求めになった販売店またはメーカーにご相談ください。



置き方

地震に対する備え (アンカー、強度等)

地震に対する備えとして、基礎コンクリートの上に設置して、基礎ボルトにて固定してください。なお、基礎コンクリートおよび基礎ボルトは、最新版の「建築設備耐震設計・施工指針」による必要強度を満たすように設置してください。



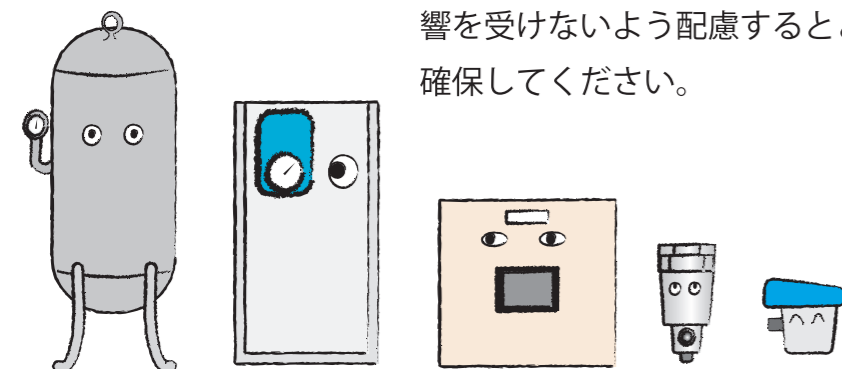
周辺機器

流量計の取扱い

使用する流量計の仕様や取扱いによって、計測単位の違いや計測誤差を生じる場合があります。利用する流量計の仕様に合わせ、適切に使用してください。

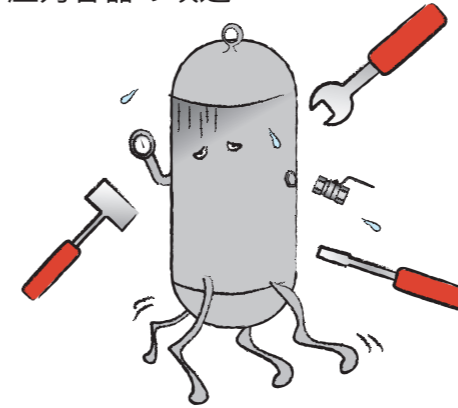
周辺機器の設置

各機器の仕様に合わせて設置し、それぞれの機器が他の機器からの影響を受けないよう配慮するとともに、メンテナンススペースを十分に確保してください。



圧力容器の注意事項

圧力容器の改造

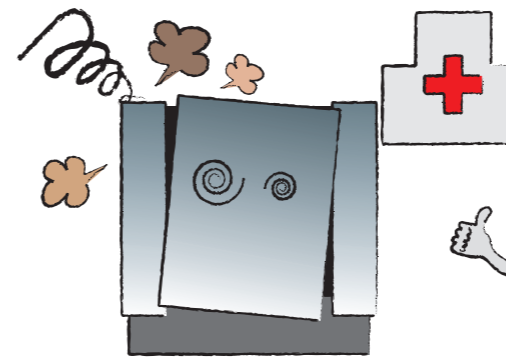


空気タンク等の圧力容器の改造や溶接の追加は法規での規制を受ける場合もあり、破裂等の重大事故の原因となり大変危険ですので絶対におこなわないでください。

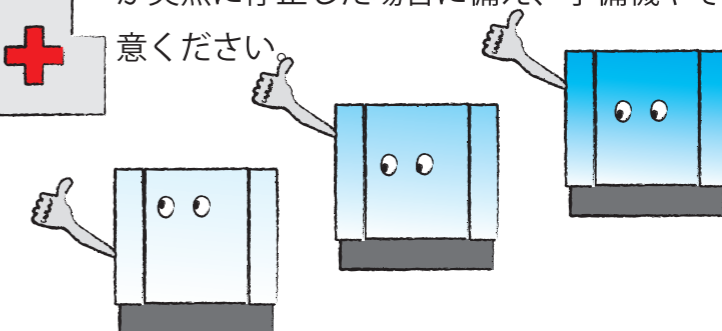


予備機の推奨

重要施設に設置する場合



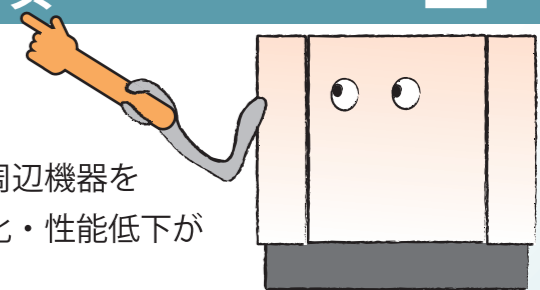
重要製造設備や、人命に係る設備に使用する場合はコンプレッサが突然に停止した場合に備え、予備機やそれに代わる設備をご用意ください。



コンプレッサを更新する際の注意事項

周辺機器の経年劣化について

コンプレッサを更新する際、周辺機器を引き続き使用する場合は、劣化・性能低下が無いことを確認ください。特に空気タンクは長年の使用により減肉し必要板厚を確保できていないことがあります。



電源容量 ブレーカー容量の変更

更新したコンプレッサは同じ出力の物でも、必要な電源容量やブレーカー容量が変更になっていることがあります。更新の際は必ず確認をしてください。

トップランナーモータの 入れ替えについての 注意事項

トップランナーモータ搭載機との入れ替えをする場合は、同出力のコンプレッサでも始動電流が大きくなる傾向にありますので漏電ブレーカの容量アップが必要になることがあります。

振動規制法等条文抜粋

振動規制法	振動規制法施行令	振動規制法施行規則
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第一条 振動規制法（以下「法」という。） 第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>別表第一（第一条、第三条関係） 二 圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p>	
<p>(規制基準の遵守義務)</p> <p>第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p>		

<p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>三 特定施設の種類及び能力ごとの数</p> <p>四 振動の防止の方法</p> <p>五 特定施設の使用の方法</p> <p>六 その他環境省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p>		<p>(届出書の提出部数)</p> <p>第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第四条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工場又は事業場の事業内容</p> <p>二 常時使用する従業員数</p> <p>三 特定施設の型式</p> <p>3 法第六条第二項（法第七条第二項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。</p>
<p>(特定施設の変更等の届出)</p> <p>第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なけ</p>		<p>(特定施設の変更の届出)</p> <p>第六条 法第八条第一項の規定による届出は、法第六条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第八条第一項ただし書の環境省令で</p>

<p>ればならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。</p>		<p>定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合</p> <p>二 法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合</p> <p>三 法第六条第一項第五号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合</p>
<p>(計画変更勧告)</p> <p>第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更す</p>		

べきことを勧告することができる。		
<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第八条 法第十条の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継)</p> <p>第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第六条第一項又は</p>		<p>(承継の届出)</p> <p>第九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。</p>

<p>第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		
<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(報告及び検査)</p> <p>第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工す</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第四条 市町村長は、第十七条第一項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに振動の防止の方法について報告を求</p>	

<p>る者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他振動を発生する施設及び振動を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第十八条第一項に規定する特定施設を設置する者に対しては、法第十二条第一項、同条第二項（法第九条に係る部分を除く。）又は法第十八条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p>	
<p>第6章 罰則 第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する</p>		
<p>第二十六条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。</p>		

<p>第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>		
<p>第二十八条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。</p>		

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

公布日：昭和 51 年 11 月 10 日

環境庁告示 90 号

[改正]

昭和 61 年 3 月 11 日 環境庁告示 13 号

平成 3 年 2 月 25 日 環境庁告示 5 号

平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示 91 号

平成 10 年 7 月 13 日 環境庁告示 41 号

平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示 18 号

平成 13 年 3 月 5 日 環境省告示 9 号

平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示 56 号

平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示 65 号

第一条(基準)

振動規制法(以下「法」という。)第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
第一種区域	六十デシベル以上六十五デシベル以下	五十五デシベル以上六十デシベル以下
第二種区域	六十五デシベル以上七十	六十デシベル以上六十五デ

	デシベル以下	シベル以下
--	--------	-------

備考

1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2 昼間とは、午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時までとし、夜間とは、午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時までとする。

3 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

4 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

5 振動の測定方法は、次のとおりとする。

一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
三デシベル	三デシベル
四デシベル	二デシベル
五デシベル	
六デシベル	一デシベル
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

(平三環庁告五・平五環庁告九一・平一二環庁告一八・平一三環省告九・平二四環省告五六・平二七環省告六五・一部改正)

第二条(範囲)

町村が、法第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、前条に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限值以上とする。

(平二四環省告五六・一部改正)

附則

平成二十七年四月二十日から適用する。